

申請書の受付は毎月15日までです。

(×切日が土・日・祝日の場合は、その前日が提出期限となります。)

添付書類 農地法第4条、5条(申請書は正・副2部作成し、下記の書類を添付してください。)

1	申請書	2部 (1部コピー可)
2	申請地の法務局発行の全部事項証明書(3ヶ月以内のもの、オンライン請求は不可)	2部 (1部コピー可)
3	公図(法務局発行の3ヶ月以内のもの、オンライン請求可)	2部 (1部コピー可)
4	公図の写しに申請地・隣接地の地目・所有者名を記入したもの	2部 (1部コピー可)
5	申請地を中心に1/2,500程度の地図(用紙はA4で必ず方位を記入、住宅地図可)	2部 (1部コピー可)
6	事業施設の配置図等 ①建物の配置図 ②平面図(建築面積を必ず記入) ③立面図 ④3種農地の場合は道路(幅を明記)の上下水道管、ガス管の埋設状況が分かる図面。 ※配置図には、住宅の場合は駐車スペースや庭などの状況・給排水施設及び雨水処理枘等の位置を記入、資材置場や駐車場等の場合は何をどこへ置くかの詳細を記入	2部 (1部コピー可)
7	事業計画書(個人住宅は原則として添付不要)	2部 (1部コピー可)
8	資金計画書または予算書・見積書 (資力を確認できる書類として、銀行等の通帳の写し、預金残高証明、融資証明等)	2部 (1部コピー可)
9	取水・排水に係る権利者の同意書(関係ある場合)	2部 (1部コピー可)
10	土地改良区及び灌漑組合の意見書(該当地区内のみ)	2部 (1部コピー可)
11	関係法令の許認可等の申請書の写し等(都市計画法・開発許可・60条証明) (砂利採取法:認可)	2部 (1部コピー可)
12	定款(転用事業者が法人の場合)(原本証明が必要)	2部 (1部コピー可)
13	譲受人(賃借人)が法人の場合は法務局発行の全部事項証明書(3ヶ月以内のもの)	2部 (1部コピー可)
14	工事工程表(5,000㎡以上の場合)	2部 (1部コピー可)
15	通路・水路の付替・廃止・占用許可の写(関係のある場合)	2部 (1部コピー可)
16	農用地区域除外通知書等(農振を除外して転用する場合)	2部 (1部コピー可)
17	抵当権等の権利設定があるものは権利者の同意書	2部 (1部コピー可)
18	申請者が市外の場合及び申請書と全部事項証明書の住所記載内容等が異なる場合は、住民票の抄本(3ヶ月以内のもの)	2部 (1部コピー可)
19	非代替性の判断をした理由書 (第1種「地域農業の振興に資する施設」及び第2種検討経過書を添付)	2部 (1部コピー可)
20	その他 ①代理人選任届 ②この用紙(裏面に同居家族の状況を記入してください。)	1部
21	被害防除欄(申請書の5の欄または6の欄に隣接農地所有者の同意状況・被害防除方法等を必ず記入)	
22	<u>埋蔵文化財の包蔵地かどうかを必ず生涯学習スポーツ課(東庁舎1階)で確認、協議をしてください。</u>	

※一筆のうち一部を転用する場合は、あらかじめ分筆してから申請してください。(5条申請は必須です。)
 ※市街化調整区域内での建築の時は、農地法の申請と同時に都市計画法にもとづく開発行為の申請が必要です。市役所まちづくり課へご相談ください。
 ※開発面積が1,000㎡を超える場合、須坂市宅地開発指導指針に基づく開発協議が必要です。市役所まちづくり課へ相談の上、協議を済ませてから転用申請をしてください。

※ 議案説明の参考とするため、下記に同居家族の状況を記入してください。

転用事業者（譲受人・借人）			土地所有者（譲渡人・貸人）		
氏名	続柄	職業・勤務先	氏名	続柄	職業・勤務先